

確認申請よくある指摘事項等について

～本庁建築指導課からのメッセージ～

確認申請書について、契約や工期等の関係からお急ぎとのご連絡をいただく場合がございますが、確認申請書の不備が多いと、その分、当初審査および補正図書の確認の際にお時間を要します。

そこで、申請側・審査側双方のためにも、確認申請書の不備を最小限にしていくことが望ましいと考え、このたび、確認申請のよくある指摘事項等についてまとめた資料を作成いたしましたので、ご活用ください。

① 申請書・概要書・工事届関係			
図書名	条項等	よくある指摘内容	★ 指摘ポイント ★
申請書第一面		宛名の誤り	本庁に確認申請を提出する場合の宛先は、「 北海道建築主事 」とご記載ください。 進達先が不明な場合は、市町村や北海道に聞いて正しい宛先を記載してください。
申請書第二面 概要書第一面		申請書・概要書・各種図面・ 構造計算書との不整合	設計者の建築士登録番号等、書類間で不整合箇所がないか確認を行ってから提出してください。 例) 申請書と構造計算書で構造設計者の所在地が不整合
申請書第二面		【7.構造計算適合性判定の申請】、【8.建築物のエネルギー消費性能確保計画の提出】欄の誤り	申請書注意書きを確認し、誤りがないよう記載してください。 例) 建築物のエネルギー消費性能確保計画の提出が不要な場合、()内に提出が不要である理由の記載が必要です。
申請書第三面 概要書第二面		【5.その他区域、地域、地区又は街区】欄の記載漏れ	申請敷地に該当する区域・地域等はすべて記載してください。 例) 景観計画区域、法第 22 条区域、下水道処理区域、3 号指定区域 など
		【6.道路】【イ.幅員】の記載間違い	敷地が 2m 以上接している道路のうち 最も幅員の大きなもの について記載してください。
		【8.建築基準法施行令第 43 条第 1 項及び第 46 条第 4 項等に係る経過措置の適用】欄のチェック漏れ	R7 年 4 月の法改正に伴い追加された項目です。 記載漏れが多く見受けられますので、もれなくチェックしてください。
		【10.建築面積】、【11.延べ面積】欄の「申請部分」・「申請以外の部分」の記載間違い	求積図で算出した面積を記載し、申請部分や申請以外の部分の面積を確認してください。
		【11.延べ面積】欄の各部分の記載間違い	【二.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】欄に、該当しない部分の面積を含めて記載している等、記載間違いが見受けられます。 ※申請書最後の「(注意)」をよく確認してください。
		【12.建築物の数】欄の記載間違い	申請に係る建築物の数は、しっかり確認してください。 例) 都市計画区域外の敷地内において法第 6 条第 1 項第 1 号建築物 1 棟と 3 号建築物 1 棟の新築する場合、申請に係る建築物

			の数は「1」となります。
		【14.許可・認定等】欄に記載の認定の許可・認定書の添付漏れ	この項目に記載があるときは、必ず認定書・許可書を添付してください。 ※申請物件に係る認定、許可の通知であることを確認してください(同じ敷地にある他棟に対する認定書・許可証でないことを確認してください) 例) 仮設許可、開発許可
申請書第四面		【5.主要構造部】欄のチェック間違い	実態の構造と異なる構造部にチェックされているものが見受けられますので、確認してください。
		【6.建築基準法第 21 条又は第 27 条の規定の適用】欄のチェック間違い	建築基準法第 21 条か 27 条どちらかの規定を受ける場合 、チェックが必要になります。
		【16.居室の床の高さ】欄の記載間違い	最下階の居室の床が 木造 である場合に記載してください。 床の高さは、必ず図面に明示してください。
		屋根、外壁、軒裏等の仕様が意匠図と不整合	図面との整合確認は必ず行ってください。 例) 申請書では、カラー鉄板と記載があるのに対し、意匠図では、ガルバリウム鋼板と記載があり不整合
申請書第五面		【5.階の高さ】欄の記載間違い	最上階については、記載が不要です。 例) 2階建ての2階部分の階の高さは記載が不要
		【6.天井】【イ.居室の天井高さ】欄が図面で確認できない	居室の天井高さは、必ず図面に明示してください。
申請書第六面		【5.構造計算の区分】欄のチェック間違い	確認申請書に添付の構造計算書と異なる構造計算区分にチェックがされているものが見受けられますので、確認してください。
建築工事届 (各面共通)		数値を小数点以下まで記載している	小数点以下の数値は四捨五入して記載してください。

② 意匠図面関係

図書名	条項等	よくある指摘内容	★ 指摘ポイント ★
配置図		道路状況の誤り	市町村が把握している道路状況と図の道路状況が異なるものが見受けられますので、確認申請提出前に市町村窓口へ確認してください。
	令第 128 条 令第 128 条の 2 道条例第 24 条	敷地内通路の明示がない	敷地内通路の規定が適用される建築物の場合は、敷地内通路を忘れずに明示してください。
		敷地求積図との不整合がある	境界線長さ等、敷地求積図と配置図の不整合が見受けられますので、確認してください。
	規則 1 条の 3 法第 32 条	電源の種類・位置の明示がない	法第 32 条の規定が適用される電気設備は、常用の電源及び予備電源の種類及び位置の明示が必要です。 配置図に明示いただいても構いません。
	令第 25 条	階段の手すりの明示がない	階段の手すりの明示を行ってください。

	令第 120 条	階段までの歩行距離の明示がない	居室から階段までの歩行距離を記載してください。 また、重複距離がある場合には重複距離も記載してください。
	令第 125 条 1 項	避難歩行距離の明示がない	避難階段から屋外への歩行距離、居室から屋外への出口までの歩行距離・経路を明示してください。
		アンダーカットの明示がない	ドアにアンダーカットを設けてシックハウスの換気の検討を行う場合は、必ずアンダーカットであることがわかるようにしてください。 ※凡例の書き忘れに注意
立面図		建具の種類・位置の誤り	建具表に明示の建具や、立面図に明示の建具の位置と不整合があるものが見受けられますので、確認してください。
仕上表		不燃等認定番号の記載がない	内装制限等が適用される建築物は、仕上材料で認定品を使用する場合、認定番号を明示してください。
		他図面との不整合がある	立面図、矩計図等に記載の仕上げ材の種類、厚さなどを仕上表と必ず確認してから提出してください。
断面図		断面位置の誤り	立面図に明示の断面位置と断面図の位置を確認してください。
矩計図		仕上表に記載の仕上材料と異なる	仕上表と不整合がないように確認してください。 認定品を使用する場合は、認定内容の材料となっているか、確認してください。
建具表		防火設備の仕様の明示がない	防火設備について、告示仕様(告示番号)または認定品(認定番号)明示してください。

③ 構造関係

図書名	条項等	よくある指摘内容	★ 指摘ポイント ★
構造図 ・伏図 ・軸組図		構造図のうち、伏図と軸組図にて、構造部材(梁、柱等)の符号が一致していない箇所がある	特に伏図と軸組図との間で部材符号が異なる指摘が多くあります。 例) 大梁があり、伏図では G1 と記されている箇所が、軸組図では G2 と記されていて、一致しない。
構造図 ・使用部材リスト		構造図の使用部材リストに記載されている部材寸法、規格、使用材料等について、構造計算書に記載されている情報と一致していない	使用部材リストに記載されている部材寸法、規格、使用材料等が構造計算書と異なる指摘が多くあります。 特に、構造計算書が誤りであれば、構造計算の大幅な修正を伴う場合がありますので、提出前に必ず確認することをお勧めします。
構造計算書 ・積載荷重		積載荷重について、令第 85 条に基づかない積載荷重の場合、何を根拠に、どのように算出したのかが明示されていない	令第 85 条に基づく積載荷重でない場合、 計算書に根拠資料、算出過程を明示するようにしてください。
	細則第 17 条 4	積雪荷重に乗すべき数値の誤り	屋根ふき材の種類に応じて、積雪荷重に乗すべき数値の確認が必要です。

構造計算書 ・部材の断面検 定		検定対象となる部材の寸法、規格、使用材料等が構造図の内容と一致しない	構造計算書と構造図で不整合がないように確認してください。
地盤調査 報告書		地盤調査報告書が添付されていない	地盤の許容支持力の根拠を確認するため、地盤調査報告書の添付が必要です。
安全性を確か めた旨の証明 書		バージョン名の未記入	構造計算に用いたプログラムの名称欄に、ソフト名称及びバージョンまで明記ください。(構造計算に用いたプログラムが特定できるように記入してください。)

④ そのほか

図書名	条項等	よくある指摘内容	★ 指摘ポイント ★
浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書		提出部数の不足	確認申請書に添付する「浄化槽確認申請(計画通知)設計概要書」は3部必要です。(表紙である別記様式第1号のほか関係図面含む) ※3部の内訳～確認申請正本用1部・副本用1部、市町村浄化槽部局用1部
シックハウスチェックリスト		天井高さ欄の確認	チェックリストに記載の天井高さを図面内にて確認できるようにしてください。
		必要有効換気量欄の記載方法	計算結果のみではなく、計算式($n \cdot A \cdot h$)を記載してください。記載方法については、確認申請等様式ダウンロードにてご確認ください。 (URL) 確認申請等様式ダウンロード - 建設部住宅局建築指導課 (hokkaido.lg.jp)
		告示 274 欄の記載間違い	チェックリスト下の注意書きに則って記載してください。 記載方法については、上記と同様に確認申請等様式ダウンロードにてご確認ください。
		備考欄に機器番号の明示がない	備考欄には、使用する換気設備の型番を記載してください。
	法第 28 条の 2	ブロックの整理が行われていない	扉等で空間を分けられていない場合は、同じブロックで検討します。 とくに1階と2階のブロック分けに注意してください。
	規則 1 条の 3	シックハウスチェックリストに記名がない	「規則 1 条の 3 第 1 項第一号により、正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。」とされていますので、必ず記名を行ってください。
公共的施設新築等工事届		提出漏れがある	北海道福祉のまちづくり条例第 19 条第 1 項により、届出が必要な建築物は、忘れずに提出してください。 ※別記第 1 号様式のほか、2 号様式の提出が必要です。
省エネ基準適合義務制度に係る「宣言書」		宣言書の未提出	設計住宅性能評価書等の提出により省エネ適判を省略する場合、申請時に宣言書を提出する必要があります。 ※宣言書は国土交通省 HP よりダウンロード願います。

全体	道条例第 13 条	多雪区域の場合における 氷雪の落下防止措置がさ れていない	多雪区域内での建設の場合、雪溜り及び氷の落下を防止するた めの有効な措置が必要となる場合がありますので、確認してくだ さい。
		消防提出申請書等の差し 替え	確認申請の補正に伴い、消防提出済の書類にも変更が生じた場 合、消防へ忘れずに変更後の書類を提出してください。
	規則 1 条の 3	明示すべき事項の明示が ない	各図書において、明示すべき事項の内容は、建築基準法施行規則 に定められていますので、しっかり確認してください。
		本庁からの指摘事項以外 の部分で修正や変更が生 じた図書について連絡が ない	<u>指摘事項以外の部分で修正や変更が生じた場合、指摘事項一覧 の回答書に追記を行う等、必ず連絡をしてください。</u>
		補正書類提出時に補正の ない書類もまとめて提出 している	<u>補正のない書類は提出不要です。</u> <u>補正書類として提出されたものは「補正がある」と認識して確認 いたしますので、実際は補正のない箇所まで確認することとな り、審査時間長期化の要因となります。</u> ※構造電算計算書については補正がないページもまとめて一式 提出でよろしいです。